



# 腐敗防止 コンプライアンスプログラム

発行日: 2019 年 2 月

## 目次

1 腐敗に反対するためのピレリのアプローチ .....	3
2 規定の背景 .....	6
3 コンプライアンスプログラム .....	8
3.1 目的と適用範囲 .....	8
3.2 受容の仕方 .....	8
3.3 通報 .....	8
3.4 違反 .....	9
3.5 教育と自覚 .....	9
3.6 役割と責任 .....	10
3.7 制裁規定 .....	10
4 リスクが存在するエリア .....	11
4.1 仲介業者とサプライヤー .....	11
4.2 公的機関との関係 .....	13
4.3 贈呈と接待費 .....	14
4.4 スポンサーとしての後援および販売促進活動 .....	15
4.5 外部共同体への貢献 .....	15
4.6 人的資源 .....	16
4.7 「ファシリテーション・ペイメント」 .....	17
5 情報のフロー .....	17

## 1 腐敗に反対するためのピレリのアプローチ

倫理的に責任を持ち、公正かつ的確で透明性ある価値が浸透した運営体制を持つことは、ピレリの成功の主な要因の一つである。

自分達の行動に浸透した価値を外にも伝えることができる企業として他とは一線を画し、我々が業務を行っている地域社会においてもその価値の振興を図りながら、そこにおける規則を尊重して行動するのが我々の責任であると固く信じている。

腐敗に反対するということは、あらゆる背景において、いかなる形式や方法によるものでもそれを拒否するということであり、これはピレリが遂行すべき明確な義務である。

腐敗のリスクが潜む環境についての知識を深め、模範的な運営体制の代弁者となり、最も貴重な価値である「清廉潔白」を保護するために、日々際立つ努力を続けなければならない。

この「腐敗防止コンプライアンスプログラム」は、腐敗防止運動においてピレリが同調する価値、原理、責任を定義するものとする。

ピレリは倫理的かつ責任あるビジネスの運営体制を奨励し、業務を行う国でビジネスに適用される法律、規則、標準、ガイドラインを遵守するよう努力する。

ピレリでは、国連グローバル・コンパクトの原則に賛同し、<sup>1</sup>トランスペアレンシー・インターナショナルを支持している<sup>2</sup>。

企業が恐喝や贈収賄を含むありとあらゆる形態の腐敗と闘うにあたって基盤とするグローバル・コンパクトの原則によるトランスペアレンシー・インターナショナルのビジネス原則に従い、ピレリでは腐敗撲滅運動を2013年に導入した「コンプライアンスプログラム」（以下「プログラム」ともいう）の実施およびその継続的

---

<sup>1</sup> 国連グローバル・コンパクトは、人権、労働、環境、腐敗防止の分野にわたって定められる10原則を企業組織に遵守し実践するよう奨励する国連が提唱するアクションプログラムである。

<sup>2</sup> トランスペアレンシー・インターナショナル (TI) は、国際レベルの腐敗に取り組む国際的な非政府組織である。TIでは毎年「腐敗認識指数 (CPI)」という世界各国の腐敗レベルを示す指数を計算して出している。

更新を通じて実行するものとする。この「プログラム」は、関連リスクを評価するための特定の活動の結果をもとに構想されたものであるが、今後も評価活動は状況の評価、モニタリング、腐敗リスクの予防のために定期的に繰り返され、教育と自覚に適したプログラムを決めていく。

「コンプライアンスプログラム」は、贈賄の予防・追跡・対処のためのガイドラインを提供する国際規格 ISO 37001 - 「贈収賄防止管理システム」も加味して更新されており、ピレリがまず「倫理規定」、「ガイドライン」、そしてピレリが業務を行うそれぞれの国における特定のモデルとプログラム（例えばイタリアの法律が適用される企業には法令第 231 号の組織モデルなど）を通して長年実行してきた「腐敗防止」ポリシーをさらに強化させ、基準となる枠組みを作る目的で採用されたものである。

コンプライアンスプログラムは、次の課題の上に基礎を置く：

### **腐敗に反対する課題：**

ピレリグループはいかなる形式または方法によるものでも贈収賄は一切容認しない。いかなる司法権においても、たとえそこで許容、寛容され、法的に追求されない慣習であっても、容認しない。したがって、倫理規定対象者にも贈答品やその他少しでも法律違反となるようなものを提供したり、規定に反することや、公になることでピレリグループのイメージ上だけでも損害となるような行動は禁ずるものとする。

### **価値と倫理規定 - 行動原則**

この目的のためには、ピレリグループはいかなる形式または方法によるものでも贈収賄は一切容認しないよう努力する。いかなる司法権においても、たとえそこでは許容、寛容され、法的に追求されない慣習であっても、容認しない。

### **健康、労働安全および権利、環境のための社会的責任ポリシー**

イタリアおよびその他の国の会社代表者との関係においては、倫理規定対象者はたとえ狭間の立場にあっても、会社代表者（または彼らの親戚、彼らの配偶者の親戚、友人など）に通常取引および制度上の関係以外の場において、不正な恩恵を得るために、つまり詐欺や不正の印象を作り出しうる金銭、資産またはその他の有用なものを提供、約束することは禁じられている。いずれにせよ、前述の対象者が所属する部署の義務、あるいは所属する会社の損害の原因となる忠誠の義務に違反するような行為を行わせるために、金銭、資産、またはその他の有用なものを提供、約束することは禁じられている。

## 会社関連および市場への報告に関するガイドライン

### 法を遵守する責任

ガイドラインの対象者は、ピレリグループの倫理規定に従い、会社が業務を行う国それぞれの現行の法律および規則を守るものとする。この原則を遵守する意志のない者とは取引関係を開始したり、継続したりしてはならない。

## 社内および第三者との関係についてのガイドライン

### 相手を選ぶ際の注意：

会社のため、または会社の名において業務を行う者への委任状には、会社が採用する倫理・行動原則を遵守するという特別条項がなくてはならない。この特別条項が遵守されない場合は、会社は契約関係を解除することができるようになっていなくてはならない。

すべてのコンサルタント、サプライヤー、および会社のために業務を行う「第三者」は、完全に公平で、自主的かつ自立した判断において選ばれるものとする。その選択において会社は、能力、評判、自主性、組織能力と、契約上義務および委託した業務を期限内に正確に遂行できる適性を備えているかどうかを評価する。

## 社内および第三者との関係についてのガイドライン

### 相手の活動を管理する際の注意：

すべてのコンサルタントやその他、当社のために業務を行う者は、常に例外なく、倫理規定に定められた的確性と正当性の原理を誠実にかつ勤勉に守って業務を遂行しなければならない。

## 第三者との関係についてのガイドライン

帳簿データの説明における責任：

経理・会計の職務責任者は、すべての行為と処理が、以下のようなように配慮しなければならない：

- 合法的、適切で、きちんと許可され監査可能であること。
- 正確かつ適切に登録され、決定、許可および実施の過程が監査できる状態であること。
- 適切な書類が備わっており、いつでもその作業の性質と動機が検査でき、誰がその行為を許可、実行、登録および確認したか特定できること。

## 会社関連および市場への報告に関するガイドライン

これらの原則はピレリの社員のみならず、ピレリの協力関係にある第三者によっても遵守されなくてはならない。

## 2 規定の背景

過去数年間に、国内外において、腐敗現象に反対する措置が強化されている。

グローバルレベルにおいては、腐敗現象の制裁機構が絶えず厳しさを増しているのが特徴で、国家間の司法システムの相違による統一性の欠如を抑えるべく、規定については国際的な条約や協定に基礎をおくようになってきている。

このような背景において、多くの国では公務員の腐敗だけでなく、民間の間での腐敗も制裁する法律が採用されつつある。

ピレリ & C. S.p.a.社をトップにおき 160 カ国以上で業務を行う多国籍グループのピレリは、次の行為を禁じている多くの国の法律の対象となっている：

- **その国あるいは外国人の公務員に直接的また間接的に、その人の職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするために金銭、報酬、その他の有用となるものを提供したり、約束したりすること**（行政分野における積極的腐敗）。
- **第三者に直接的また間接的に、その人に割当てられた職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするために金銭、報酬、その他の有用となるものを提供したり、約束したりすること**（民間分野における積極的腐敗）。
- **第三者に直接的また間接的に、その人の職務に関連した行為を省略させたり行わせたりするために金銭、報酬、その他の有用となるものを要求したり、そのようなものを受け取ったりすること**（民間分野における受動的腐敗）。

これらの規定に違反すると、ピレリが腐敗行為が発生した国の規則とは別にも特定の制裁を受けるだけでなく、取り返しがつかないほどその評判にダメージが生じることになる。上述の制裁により、場合によっては、その国における一切の商業活動を禁止されることになる可能性もある。

## 3 コンプライアンスプログラム

### 3.1 目的と適用範囲

腐敗撲滅運動におけるピレリの責任は、ありとあらゆる腐敗行為の拒否に基礎をおく「コンプライアンスプログラム」によって直接的・間接的なすべての形式で実体化されるもので、公共分野にしろ、民間分野にしろ、腐敗防止を含むすべての法律を遵守するよう専念していく。

本文書は腐敗防止に関してピレリが採用するポリシーの基準となる全体像を提供しようとするものである。

### 3.2 受容の仕方

腐敗防止コンプライアンスプログラムは、ピレリ & C. S.p.a.の取締役会の承認を得た後、世界中のピレリの社員およびピレリのためにピレリの名において業務を行うすべての者に適用される。また、ピレリと他の性質を有する取引関係あるいは協力関係を持つ者（以下「受け手」）にも適用されるが、受け手はピレリの公式サイトに目を通さなければいけないことになっている。

このテーマに関する研修プログラムと情報は、ピレリグループのレベルで現時点におけるすべての社員に提供されるが、新入社員は「コンプライアンスプログラム」に賛同しなければいけない。

受け手は業務を行う国の現行法と規則、会社のプロセスとポリシーを遵守することを約束し、本文書に含まれる原則の代弁者および証人となって、日々責任を持って行動しなければならない。倫理的に責任ある体制こそ効果的にグループに成功をもたらすものだからである。

当プログラムに変更が加えられる場合は、当社の取締役会の承認が必要である。

### 3.3 通報

ピレリは本文書に含まれる原則を守るよう奨励し、「コンプライアンスプログラム」の違反や違反の疑いの通報に対していかなる報復行為も許さない明瞭な文化を奨励する。



いずれにせよ、受け手には支払い、贈り物、旅行、個人的便宜、または個人あるいは家族、その他の受益者がいかなる直接的または間接的な要求を受けた場合にも通報する義務があり、これはピレリで既に採用されている通報プロセス、特に「公益通報ポリシー」の規定に従って次の電子メールアドレスに送信しなければならない: [ethics@pirelli.com](mailto:ethics@pirelli.com):

### 3.4 違反

プログラム、またはピレリが採用する他の規則、その他の腐敗防止に関する違反の疑いをもったり、またはそれを知ったりした受け手は、ピレリの公式サイト（公益通報ポリシー）に記載されている方法やチャンネルを使って通達しなければならない。

ピレリの規定に対する違反を、善意を持って報告した者が解雇されたり、停職処分に処されたり、就労待遇において差別待遇を受けることは決してない。

ピレリは通報者の匿名性を保証し、本プログラムの範囲において通報を行った者に対する威嚇や対抗措置をとった者には、適切な処置をとる権限を持つものとする。

プログラムに違反した場合は、労働集団契約、ピレリが業務を行う国で適用される規定および慣例に従って、会社の処罰に関するシステムに定められた方法で制裁を加えることができる。

次のことにより、社員が報復行為、差別、処罰を受けることはない:

- 社員が理性的な判断により、贈賄のリスクがあると判断した活動への参加を拒否した場合
- 理性的な信念に基づいて、贈賄未遂、実際の贈賄行為、または現在行われている贈賄行為について疑いを表明した場合、または悪意なくそれを通報した場合

### 3.5 教育と自覚

受け手は責任ある選択を行い、自分の職務実行の際に腐敗のリスクがある場合は適切なやりかたで行動できるよう、本文書と業務を行う国の腐敗防止に関する現行法の内容を知り、遵守する義務がある。

- ピレリは教育と自覚の適切なプログラムを支持し、奨励する。「コンプライアンスプログラム」（およびその改訂と補充）はすべての社員に通知され、社内イントラネットでアクセスすることができる。
- 通知と教育は、腐敗防止についての現地および国際的な規定、本文書の内容、そして腐敗防止をテーマとするすべての企画に関する知識を保証する目的を持つ。
- 教育活動は社内における役割および腐敗リスクに晒される可能性の高さに従って選ばれた社員を対象とする。

### 3.6 役割と責任

ピレリのトップマネジメントは、ピレリグループのグループコンプライアンス部から支援を受けつつ、ピレリの従業員および協力者全員が関与し、彼らが本ポリシーの内容と一致した行動をとることを確約して本ポリシーを完全に実施させるための戦略的役割を担う。

グループコンプライアンス部は、腐敗を予防するための部署としてコンプライアンスプログラムの原理および規定の適用を支援し、腐敗のリスクを常に監視し、腐敗に関連するあらゆる問題についてピレリの従業員にトレーニングおよび助言を提供する。

内部監査責任者は、ピレリグループに属するすべての会社で定期的に行われる監査において、業務上でコンプライアンスプログラムの原理および規定が守られているか検証・監視する。

### 3.7 制裁規定

ピレリは、本原則および業務先の国の腐敗防止に関する現行法に違反する行為をしない。

受け手がこの違反したと思われる場合、ピレリは適用される規定・契約システムに定められる制裁を加え、さらに契約解除に至ることもある。

## 4 リスクが存在するエリア

受け手は倫理規定、ガイドライン、社内規定に従い、起こりうる腐敗行為を阻止する組織・管理・検査モデルを定義づけて次の原理を守り、リスクが潜在的に存在するエリアの管理ポリシーを調和させなければいけない。

いずれにせよ、ピレリは異なるビジネスパートナー（ピレリの社員およびピレリのため、ピレリの名において業務を行う者すべて、ピレリと他の性質を有する取引関係あるいはコラボレーションを持つ者）との関係において、相手の経験、技術的条件を確認するのみでなく、これまでに腐敗行為に関連する調査や判決を受けたことがないという証明も求める。

また、すべての活動は経理面でも符合する記載がなければならず、すべての作業には正確に細部に至るまで筋の通った書類が添えられていなければならず、綿密な検査によって保証されなければいけない。

腐敗行為を禁ずる監視活動は、次のリスクが存在するエリアにおいて特に重要である：

### 4.1 仲介業者とサプライヤー

ピレリでは誠実で職務上適切な条件を満たす仲介業者とサプライヤー<sup>3</sup>の協力を活用する。仲介業者とサプライヤーとの関係は次の原則に基づく：

- 仲介業者との関係の管理は、物品およびサービスの購入ならびにコンサルタント業務、専門職者の協力に関する既存の企業規定に基づくものとする。
- 仲介業者とサプライヤーは、ピレリの規定に従って、自主的判断ができ、能力および委託権がある者が事前の選抜活動によって選択される。

---

<sup>3</sup> 仲介業者とサプライヤーとは、二者またはそれ以上の商業従事者の間の連絡を取ったり、それらの間で業務を行ったりする者を指す。本文書では、エージェント、代理業者、コンサルタントまたはコンサルティング会社、販売業者、代理店、サプライヤー、下請け業者、系列子会社、フランチャイズ加盟店がこのカテゴリーに含まれる。

- ピレリはこれらの相手の経験、技術的要件を確認するのみでなく、これまでに腐敗に関連する調査や判決が存在しないという宣言も求める。
- 契約の対象となる提供物、その価値、重要性/危険性に応じて、相手の倫理的な視点について深く探るためのデューデリジエンス活動を課すこともある。
- 契約はピレリで採用している標準形式に従った文書として作成され、腐敗防止に関してピレリが取る姿勢を遵守するよう求める条項も含まれる。
- 協力関係の存続中には、仲介業者とサプライヤーはピレリの採用する倫理的原則に則ってビジネスを行うよう求められ、違反した場合には即座に契約が解除される。
- 相手に対して認められる金銭的報酬は、契約上の見積りと一貫性があるか確認できるよう、適切な会計書類に基づくものでなければならない。
- 選抜活動の結果、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類は、ピレリの規定に従ってファイリングされ、記録され、保存される。

仲介業者とサプライヤーとの関係においては、支払い管理が特に重要であり、それはピレリグループの規定、なかんずく次の点を遵守したプロセスをとらなければいけない:

- マネーローダリング防止に関する規定も含めて、腐敗防止に関する国際・国内の規定を完全に遵守すること
- オフショア国または協力関係のない国への支払いが必要となる場合は、そのような理由が確かにあることを確認するための綿密なモニタリングを行うこと<sup>4</sup>
- 手動支払いまたは、より稀なケースの現金による支払いには適切な承認が必要であること

<sup>4</sup> 各会社が、それぞれの業務先の地域に適用されるブラックリストを参照すること。これらのブラックリストは、国際機関および管轄の国の政府が決めたものである (EU に関しては次のリンクに記載するリストが適用できる: [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/tax-common-eu-list\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/tax-common-eu-list_en) イタリアに関しては次のリンクに記載するリストが適用できる: <https://www.guidafisco.it/paesi-black-list-elenco-aggiornato-773>)。

- リクエストの真正性を検証して不当な/詐欺の支払いを避けるため、あらかじめ請求者の身元の検証（いわゆる「コールバック」手順）を行ったうえで、サプライヤーの銀行データを更新すること

## 4.2 公的機関との関係

受け手は行政機関（公務員）との関係において、少しでも腐敗の試みと取られるような行為または不作為は一切控えなければならない。

- 受け手は公務員への、または公務員との金銭が絡む関係（例えば接待費、贈呈品、行政機関による業務への報酬など）については、すべて証拠書類を残さなければならない。
- ピレリに対する活動を行うため、または敢えて行わないために公務員から直接的または間接的に支払い、贈答品、旅行、個人的便宜、本人またはその家族・親戚・友人、その他の人物などへの便宜の要求があった場合は、直ちにグループコンプライアンスに通報しなければならない。
- 行政機関に所属する、またはそこに遡ることができるものへの制度としての品物の贈呈や接待費（宿泊も含む）については（例えばピレリがスポンサーになっているイベントへの参加や、例を挙げれば、F1 レース関連イベントへの参加でピレリ負担の報酬がある場合や、ピレリカレンダーのローンチなど）、原則として穏当な価値のものでなければならず、贈答品や接待費に関する社内規定に従ってトップマネジメントの承認を受けなければいけない。立証できる例外的なケース（公共イベント、公式訪問など）に限り、行政機関の官僚に対する穏当な価値の範囲内で例外が認められる。

いずれにせよ、公務員に対して贈呈や接待をする場合は、会社側で接待および/または贈呈費を提案する者が、承認を行う者へ、その費用を負担する理由を知らせなければいけない。

### 4.3 贈呈と接待費

ピレリはグループの規定に従い、制度、営業、マーケティングの目的のためにおいてのみ、品物を贈呈したり接待費<sup>5</sup>を負担したりするが、いずれにせよ法律と商習慣、そして取引関係を持つ会社・機関の倫理規定を遵守するものでなければいけない。

- 贈呈品と接待費の管理においては、グループの現行の規定を順守しなければならない。この規定は、主題に沿った贈呈品を受け取る場合も含めて、行動規則を定義したものであり、特に次の原則が基準となっている:
  - a) ピレリは現実のビジネス習慣を越えて贈呈や接待を施すことはなく、
  - b) ピレリに対する特定の活動を行うことを、またはそれを行わないことを促すような贈呈の形式を一切認めない。
- 公務員に贈答品または穏当な価値のものを提供することは、グループレベル<sup>6</sup>で定義されている標準と「行政機関との関係」の項で詳細に記載されている範囲であれば認められている。
- 通常の制度、営業、マーケティング、礼儀に当てはまらないような贈呈品や接待（施したものと受け取ったもの）に関する例外、または通常の企業活動から逸脱するような、不当な便宜を取得したり授与したりするための印象を与えかねない例外は認められていない。
- ピレリの規定では、贈呈品を受け取る場合は、その品の推定価値に応じて、特定の承認手順を踏み、穏当な価値を超える品の場合は、監督部署へ通知しなければいけないことになっている。
- 許容範囲外から贈呈品や便宜を受ける社員は、直属の上司とコンプライアンス部に報告し、コンプライアンス部は社内手順を基準にそれが正当なものであったかどうかを評価する。

---

<sup>5</sup> 贈呈品と接待費とは、会社にとって経済的利益をもたらす可能性をつくるために販促上または広報上の目的で無償で提供されるあらゆる品物やサービス（例えばタイヤ、Pzero 製品、宿泊と旅行など）のことである。、



- 贈呈品と接待費に関するすべての会計書類および許可書類は、ピレリの規定に従ってファイリング・記録・保存される。

#### 4.4 スポンサーとしての後援活動および販売促進活動

ピレリはピレリブランドの知名度および価値を高める目的でスポンサーとしての後援活動および販売促進活動<sup>6</sup>を始動する。受け手は追求する目的が上述のものだけであることを保証する。

スポンサーとしての後援および販売促進活動の管理は、ピレリの現行の規定に従って行われ、その基準として特に次の原則を考慮したものでなければならない：

- ピレリはスポンサーとして後援・販売促進活動を展開するための誠実で職業的に見て清廉な条件を満たす相手を見つける。契約はピレリで採用している標準形式に従って文書で作成され、相手にも腐敗防止に関してピレリが取る姿勢を遵守するよう求める条項も含まれている。
- スポンサー活動は、目的と期待される効果の評価に基づき、推定されるスポンサー活動の価値に応じて特定の承認プロセスを経なければいけない。
- 分析活動、相手の選別、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類は、ピレリの規定に従ってファイリング・記録・保存される。

#### 4.5 外部共同体への貢献

ピレリは、外部共同体<sup>7</sup>がプロジェクトや教育目的で自然人・法人、公共・民間の機関・協会のために実施する多くの活動を支援している。

---

<sup>6</sup> スポンサーとしての後援および販売促進活動とは、ピレリブランドおよびビジネス促進の機会をつくる目的で企画されるイベントや活動のことである。

<sup>7</sup> 「貢献」とはあらゆる形態での寄与（金銭、現物、空間/サービスの提供）を指し、教育・学界、文化、スポーツ、交通安全、社会連帯、人権、環境・環境教育の分野で活動しており、国内または国際的レベルで高潔かつ認知度が立証された自然人・法人、機関、協会(公的・民間、営利・非営利)のために施されるものである。

貢献と外部共同体への供給の管理は、ピレリの現行の規定に従って行われ、その基準として特に次の原則を考慮したものでなければならない：

貢献と恩恵の受益者は、ピレリの規定に従って、自主的判断ができ、能力そして委任を受けた者によって特定される。外部共同体への貢献は、活動の価値に応じて、特定の承認プロセスを経なければいけない。

- 受益者の分析と選別活動、会計書類、相手と締結された契約に関するすべての書類は、ピレリ  
の規定に従ってファイリング、記録、そして保管される。

#### 4.6 人的資源

ピレリにおける人的資源の求人と選別のプロセス<sup>8</sup>は、差別や偏見がなく、絶対的な公平、自主性の原則に基づいて行われるものとし、労働機会への平等なアクセスを保証しつつ、最終的な判断により、募集するポストを引き受けるのに最もふさわしく対象市場の価値に見合う人物が選抜されなければならない。

特に選別プロセスはこれに関するピレリの規定に従って、能力と自主性があり、その任務を実行する資格のあるものによって運営されるものとする。

候補者は適用される規定に基づいて、次のことを宣言しなければならない：

- 公務員との関係の有無

過去 2 年間における行政機関での勤務経験の有無（これが有る場合は、必要な検証を行うため直ちにその人が候補者となっていることをコンプライアンス部へ通知しなければいけない）。

---

<sup>8</sup> 一連の活動および新しい従業員の募集へ至る段階（臨時労働者、研修社員、管理職も含む）をいう。



#### 4.7 「ファシリテーション・ペイメント」

ピレリは世界的レベルで模範的ビジネスを促進しているため、ピレリ外のものによる本来なら当然行われるべきである業務を円滑化するための支払いや便宜を「ファシリテーション・ペイメント」<sup>9</sup>という形で直接的または間接的に提供したり受領したりすることを認めない。

ファシリテーション・ペイメントが要求、奨励、提供された場合は、直ちに直属の上司およびグループのコンプライアンス部に報告しなければいけない。

## 5 情報のフロー

腐敗防止コンプライアンスプログラムをグループにとって腐敗予防・防止に効果的に役立つツールにするには、対象のフレームワーク内に、ピレリが業務を行う様々な国において、次のような主なケースを速やかに把握し確認できるよう、情報を直接的に流すための特定のフローが存在していることが必要である：

- 規定の改訂：その国における腐敗防止に関する規定の最新の改訂。主な変更点を強調表示し、適切な分析に役立つ資料を添付する。
- 教育と認識の強化：適用される腐敗防止の規定を普及させ、より深く理解させるために、教育計画に従い、本文書の内容と腐敗防止手段として用意されたさらなる企画について担当施設（それがあある場合）とコミュニケーションをとる。
- 通報：リスクが存在するエリアまたはその他のエリアにおける腐敗防止に関する通報またはその他有益な経験。
- 監査：腐敗を予防し、そのリスクを検出するための監査活動またはその他のイニシアチブの結果。

---

<sup>9</sup>「ファシリテーション・ペイメント」というのは“政府による普通の業務”を円滑化するために企業が公務員へ行う支払いのことで、例を挙げると、許可証、免許証やその他の公式書類の交付や、査証、作業指示書、通信サービス・エネルギー・水道の供給、商品の荷下ろし・荷積み、壊れものや危険物の保護、契約実行または資産の通過に関連する監査計画などの政府関連文書の作成などが含まれる。